

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業（抜粋）
（脱炭素先行地域づくり事業）

1. 事業の要件	●エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。 ●各種法令等に遵守した設備であること。 ●整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。 ●事業全体の費用効率性（交付対象事業費を法定耐用年数の累計CO2削減量で除した値）が25万円/t-CO2を超える部分については、個別の交付対象事業の交付率等によらず交付対象事業費から除外する。 ●整備する設備にかかる調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り交付対象に含めることとし、その交付率等は当該設備整備の交付率等と同じとする。 ●脱炭素先行地域づくり事業の交付対象設備について、当該施設における当該設備と同一の設備種別は、重点対策加速化事業、民間裨益型自営線マイクログリッド等事業の交付対象外とする。
2. 交付対象事業の内容	【高効率空調機器】 ●従来の空調機器等に対して省CO2効果が得られるもの。 【高機能換気設備】 ●平時に活用するものであり、次の（a）～（c）の要件を全て満たすこと。 （a）全熱交換器（JISB8628に規定されるもの）であること。 （b）必要換気量（1人当たり毎時30m³以上※）を確保すること。 （c）熱交換率40%以上（JISB8639で規定）であること。 ※ 建築物の構造上、一人あたり毎時30m³を満たすことが難しい場合は、当該建築物に合致する最大の換気量で設計すること。 「換気の悪い密閉空間」を改善するための方法や、必要換気量については、「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」令和2年3月30日厚生労働省「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」を確認すること。
3. 地域脱炭素推進交付金 （脱炭素先行地域づくり事業） 選考日：令和7年5月9日	別紙1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業